Autumn

都民連だより

秋号

令和４年10月
(第58巻２号)

p2 特集 「こどもまんなか社会」と児童委員活動

p4 強化方策活動紹介〔豊島区・福生市〕〔新宿区〕〔清瀬市〕

p6 都民連通信 「コロナ禍で見えてきた民生児童委員活動の意義」

p7 キラリ☆この人／東社協コーナー

p8 活動記録あれこれ／豆知識／編集後記

(写真提供：多摩中学校地域学校協働本部)

民生児童委員が感じた

東京の“季節”

芋煮会

(多摩市)

「うちは豚肉に味噌！」「いやいや、牛肉に醤油でしょ」そんな会話がなされるのは「芋煮」ならではと言えるのではないでしょうか。家族や友人と野外で集い、里芋を使った鍋料理を作って食べる「芋煮会」は、秋に東北地方で行われる季節行事として有名です。ここ多摩市立多摩中学校では、地域学校協働本部が主体となり、世代間交流イベントとして芋煮会が催されています。同校の野外活動部に所属する生徒たちが、育てた里芋を自らの手で収穫し、芋煮にして地域の方々に振る舞います。老若男女がそろって手作りの芋煮を味わい、会話を楽しむこの場は、地域住民にとってぬくもりあふれる貴重なコミュニケーションの機会となっています。

東京版 活動強化方策 スローガン

「仲間とつくる地域のつながり」

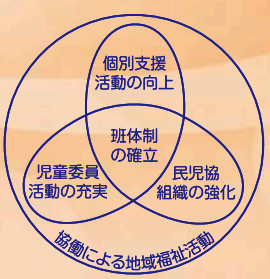

特集
feature

「こどもまんなか社会」と児童委員活動

国が目指す「こどもまんなか社会」では、地域における児童委員活動がますます期待されています。今回は、児童福祉法の一部改正やこども家庭庁の設置と民生児童委員制度の関係など、国の動向について、取り上げます。これを機に、地元の児童支援体制や児童委員としての役割を再確認しましょう。

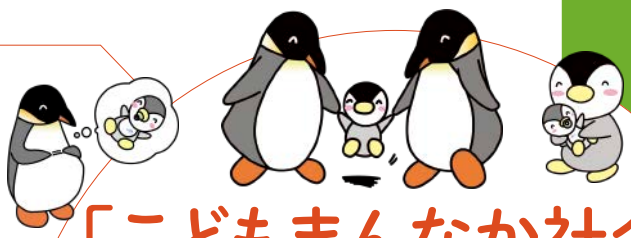

「こどもまんなか社会」とは、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取り組み・政策を我が国社会の真ん中に据えることであると、国の方針で示されています（※1）。

（※1）
こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（概要）

児童を取り巻く現状には、コロナ禍で増加する虐待、貧困、不登校、いじめ、自殺等の課題をはじめ、ヤングケアラーや児童養護施設等の退所後の生活・就労についてなど、新たな課題もあります。こうした中、こどもまんなか社会の実現のために、どのような動きがあるか、今回は児童委員活動に照らしあわせ、確認してみましょう。

児童福祉法の一部改正 関係機関の変化を捉える

令和4年12月には、児童福祉法の公布から75年が経ちました。近年の動向として、平成28年6月に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律（※2）により、政令で定める特別区は、児童相談所を設置できることになりました。都内では、令和2年に世田谷区、江戸川区、荒川区、令和3年に港区、令和4年に中野区、板橋区で開設されています。児童相談所の機能は変わりませんが、例えば荒川区では、子ども家庭支援センターと統合した「子ども家庭総合センター」であったり、中野区では、子ども・若者支援センターや教育センター等の複合施設「みらいステップなかの」の中に位置づけるなど、地区ごとに設置方法が異なります。

設置された地区の委員からは、「何かあった時の連絡調整がしやすくなった」「各関係機関同士の横のつながりが強まり、ケースに対し迅速かつ柔軟に対応してもらえて心強い」などの声が聞かれます。

直近の法改正は、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯が顕在化してきている状況等を踏まえ、本年6月に行われました。（※3）。

改正のポイントは、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもに一体的に相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置が、区市町村の努力義務となったことです。子どもの問題は、乳幼児期と学齢期、また子どもと親などに分けて考えられるものではありません。これまで縦割りで対応してきたことで、支援が途切れてしまったり、必要なサービスにつながらない課題もありました。今回の改正によって、子育て世帯を包括的に支援する体制が期待されます。

現在、東京都では全地区に子ども家庭支援センターが設置されているため、地元の支援体制や関係機関にすぐ影響があるかは分からないものの、今後、注視していく必要があります。

（※2）
児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要
＊施行期日
平成29年4月1日

（※3）
児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要
＊施行期日
令和6年4月1日

こども家庭庁の創設

同じく6月に公布されたのが、こどもまんなか社会を実現するための司令塔となる、こども家庭庁の設置法です。

民生委員・児童委員制度との関係については、（表1）のように整理されます。

（表１）こども家庭庁の設置と民生委員・児童委員制度との関係整理

●児童委員・主任児童委員制度はこども家庭庁に移管。
民生委員制度は引き続き厚生労働省が所管する。
＊民生児童委員の活動や役割は変わらない。

●民生委員・児童委員の委嘱、主任児童委員の指名は、引き続き厚生労働大臣が行う。
＊民生委員・児童委員の一体的な活動に支障がないよう委嘱・指名にかかる法律改正はなし。

●民生委員法・児童福祉法に連携規定が新設。
＊連携規定とは…厚生労働大臣は、民生委員法の運用に当たり内閣総理大臣の協力を求めること。内閣総理大臣と厚生労働大臣は、児童委員制度の運用に当たり、必要な情報交換を行う等、相互に連携を図りながら協力しなくてはならないこと。（こども家庭庁は内閣総理大臣直属の機関）

●全民児連・厚生労働省・こども家庭庁三者間の緊密な連携の推進。
＊各地区で懸念や支障が生じないよう関係者の意見も聞きながら、三者で適時、情報共有、意見交換を行う。

［こども家庭庁設置法の施行期日：令和５年４月１日］

※令和４年６月 22 日付　厚生労働省発出　各都道府県・指定都市・中核市の民生主管部（局）宛事務連絡「こども家庭庁設置に伴う民生委員・児童委員制度の運用等について」別添２より作成

こども家庭庁の創設により、児童委員・主任児童委員制度が厚生労働省から移管されることになります。しかし、大切なのは民生委員と児童委員はこれまで通り一体であることに変わりないという点です。こども家庭庁の基本姿勢としては、民生児童委員とのネットワーク強化を挙げており（※1）、こどもまんなか社会の実現に向け、民生児童委員への期待の高まりが感じられます。

児童委員活動のさらなる推進へ

東京版活動強化方策の５つの柱の一つに「児童委員活動の充実（子どもを育む）」があります。児童委員活動はほかの４つの柱にも通底するものの、より意識して取り組む必要があるため、あえて独立して位置付けています。

前々号（第57巻４号）で取り上げたヤングケアラーの事例にもあったように、子どもの問題は複雑・複合的で、世帯全体の問題が絡んでいます。だからこそ、民生委員が児童委員を兼ねていることで、家族一人ひとりの悩みに寄り添い、状況により変化していく問題に柔軟に関わることができます。また、同じ地域に住んでいるからこそ、切れ目なく見守り続けることができ、併せて子どもを育む豊かな地域づくりにも取り組めます。

長引くコロナ禍でも、私たちは、子育てサロンやフードパントリーへの協力など、地域の状況に合わせて活動を続けてきました。こども家庭庁の創設を好機として、改めて地元の児童委員活動を振り返るなど、意識を向けてみましょう。

＜参考情報＞
東京版活動強化方策について
＊都民連ホームページにアクセス

前号（第 58 巻１号）でもお知らせしましたが、５月 12 日の「民生委員・児童委員の日」に、岸田首相が中央区の子育て交流サロン「あかちゃん天国」を視察しました。内閣総理大臣の民児協視察は初めてのことです。「あかちゃん天国」は、子育てに関する情報交換や交流、育児の相談等を目的としたひろばで、民生児童委員・主任児童委員も、地域ごとに協力しています。今回は、新川児童館を訪れ、民生児童委員と車座で対話した後、「あかちゃん天国」を視察しました。終了後「子どもたちや子育て世帯への支援を充実させたい」と述べました。

▼岸田首相 子育て交流サロン視察の様子

強化方策活動紹介

令和8年までの重点事業である「東京版 活動強化方策」について、各地区の実践活動の参考となるよう、5本の柱に沿った取り組みをご紹介します。

東京版 活動強化方策の5本の柱

- 柱1 支援力を高める〔個別支援活動の向上〕
- 柱2 チームで動く〔班体制の確立〕
- 柱3 組織を活かす〔民児協組織の強化〕
- 柱4 子どもを育む〔児童委員活動の充実〕
- 柱5 地域をむすぶ〔協働による地域福祉活動〕

柱4 子どもを育む

さらなる活動の推進に向けた子育てサロン交流会

―豊島区・福生市―

同じ子育てサロンを展開している仲間同士の交流は大変有意義な機会となりました。最後は子育てサロンで作製している品物を交換し、大変盛り上がりました。

子ども家庭支援センターや児童館など、身近な地域で子育て中の親子が集い、交流することにより、仲間づくりや互いに育ち合うことができる「子育てサロン」。

豊島区と福生市の民児協では、〝民児協主催〟の子育てサロンを平成16～17年より実施しています。きっかけや活動内容、運営方法は異なりますが、それぞれ地域に根付いた実践活動を積み重ねてきました。

コロナ禍、民児協活動全体が自粛することが多い今だからこそ、これまでの取り組みを振り返り、他地区との交流を通して学び合おうと、今回、この両者による子育てサロン交流会が実施されました。

柱1 支援力を高める

ひとり暮らし高齢者への情報紙「ぬくもりだより」の訪問配布

― 新宿区 ―

新宿区では平成19年よりひとり暮らし高齢者の安否確認と見守りのため、情報紙「ぬくもりだより」の配布を実施しています。記事は行政による作成で、区内の高齢者が利用できるサービスや季節の話題、料理のレシピなど親しみやすい内容となっています。

本事業の開始当時、ひとり暮らし高齢者の実態調査を民児協が行うとともに、ぬくもりだよりの配布希望を募りました。それに基づき、区が委託しているボランティアの配布員が主体となり、月2回高齢者の自宅を訪問して直接ぬくもりだよりをお渡しします。現在も毎年6月・12月に民生児童委員がひとり暮らし高齢者の訪問調査を行う際、配布希望の有無を確認しています。コロナ禍でインターホン越しの会話となっても、民生児童委員と顔を合わせることを楽しみにされている方が多くいらっしゃいます。

複数の関係者が協力してきめ細かな見守りを行っていることは、民生児童委員にとっても心強い取り組みです。訪問活動により、最近では困り事のある高齢者が自ら支援機関へ相談しに来られることも増えてきました。民生児童委員、支援機関、住民が地域で一体となり、安心できる暮らしにつながっています。

ぬくもりだより訪問配布の様子
（コロナ禍前）

14:00 交流会開始

両会長よりごあいさつ
（右）豊島区 寺田晃弘会長
（左）福生市 板寺正行会長

14:10 取り組み紹介

始めたきっかけや内容、コロナ禍の取り組みを発表しました。

15:40 意見交換

「コロナ禍の参加者の募集はどうしていますか？」具体的な質問やアイデアも活発に出されました。

16:30 閉会

● 福生市子育てサロン　はとぽっぽ ●

当時、子育て支援の必要性を踏まえ、関係機関主催の子育てサロンが遠方だった地域に、子育て中の親がほっとでき、育児の仲間づくりができる場をと、平成16年より始めました。サロンの最大の特徴は、後半1時間に、子どもと親が別々になる時間を設けていることです。委員がお子さんを遊ばせている間に、親同士、育児の悩みを共有したり、コーヒーを飲んでほっと一息！　また、当時からホームページを活用し、開催の案内も行っていました。コロナ禍は人数制限や時間短縮などして再開しています。

● 豊島区子育てサロン ●

婦人部会の発展的解消を踏まえ、子育て支援部会を発足したことをきっかけに検討し、平成17年より全単位民児協で子育てサロンを始めました。「さくらんぼ、つくしんぼ、ぴよぴよ、たんぽぽ、ぱおぱお、かるがも」と民児協ごとに名称をつけ、活動内容も工夫しています。全委員が参加しており、自然と児童委員の意識向上にもつながっています。コロナ禍では、オンラインでのサロンも実施！　普段は会えない在宅勤務の父親とも会えたり、きょうだいも画面に登場したりと、良いことも多かったそうです。

柱4 子どもを育む

全小中学生への広報紙配布

— 清瀬市 —

清瀬市民児協では、3年に一度、住民向け広報紙「てとてとて」を発行しています。民生児童委員の説明や、各種悩みに応じた関係機関の連絡先一覧が掲載されている、A3二つ折りです。編集委員会で検討を重ね、令和3年度に発行された第9号ではイラストや写真にこだわり、一目で民生児童委員の役割や活動内容が分かるものに仕上げました。

高齢者の方にはポスティングで配ることができましたが、これまで配布していた市民祭りや駅頭での普及啓発活動は、新型コロナの影響で中止。そこで、他に活用できないかと会長会で話し合いました。その結果、子ども向けの活動が少ないことやコロナ禍で学校行事に参加できていないことから、令和4年4月に市内全小中学校の全生徒に配布することにしました。各学校へお届けし、子どもたちに配ってもらったことで、子どもたちだけでなく、関わる機会が少ない親世代へ向けた普及啓発にもなりました。

今回をきっかけに、来年度以降も学校への配布を続けていく予定です。

第9号「てとてとて」表紙

コロナ禍で見えてきた民生児童委員活動の意義 ―

7月19日、令和4年度常任協議員研修会を実施しました。本研修では、コロナ禍で取り組んできた今期の活動を踏まえ、なぜ今、民生児童委員が地域で必要なのか、その活動の「意義」について話し合いました。その一部をご紹介します。

コロナ禍で公的機関は感染対策や医療体制の確保等に追われました。その中で、民生児童委員は地域に目を向け住民と関わり続けてきました。

研修後半のグループ協議では、電話や手紙を通じた声掛けや安否確認、サロンの小規模開催等の取り組みが共有され、〝コロナ禍だからできない〟ではなく、〝どうしたらできるか〟を考えて実践してきた各地区の活動を振り返りました。

▲諏訪徹氏（日本大学教授）による講義。研修の前半では、国や都の施策、民生児童委員に期待される役割を学び合った。

住民に安心を届ける存在

創意工夫のもと継続してきた見守り活動では「顔を見ただけでほっとしたと言われた」「気に掛けてくれる人がいてうれしいと喜ばれた」などの経験から、民生児童委員の存在そのものが住民の安心感につながっていることに気付きました。また「住民の不安が強い今だからこそ、訪問の意味は大きい」と確認し合ったことで、今後の活動に意欲を持つことができました。

▲グループ協議発表の様子。

地域に信頼されている だからこそ情報を得られる

積極的な訪問活動が困難な時期には「高齢者の様子がおかしい」「隣家の新聞がたまっている」等、近隣住民からの情報提供を受けて対応した例が複数あがりました。

住民の協力を得て活動できることは民生児童委員の強みです。公的機関への連絡はためらうという人にも気軽に相談してもらえます。協議では「専門職と違い異動もなく、隣人として長期に関われる。隣人愛をもって接することで信頼してもらえる」「日々の活動を通じて地域に信頼されているから、情報を得られる」「どんな分野の相談も受け止める私たちだから声を掛けてもらえる」などの意見が出され、委員の位置付けや日頃の活動の大切さを再確認し、活動の自信と誇りを持てる機会となりました。

制度では補えない支援

「生活保護費を使い切ってしまいお金がない」「認知症で介護保険を利用しているが、不安になると電話をかけてくる」「ごみの出し方が分からない方がいる」。制度につながっていても安心とは言えないケースもあります。コロナ禍では、親の在宅勤務の影響からか学校に行き渋る子どもへの対応等も求められました。制度だけで支えきれない部分に手を差し伸べることができるのも民生児童委員ならではです。

家庭の問題を地域の課題に

また、「その家庭を地域でどのように支えることができるか」「地域の中で同じような課題を抱える人はいないか」「これはAさんだけの困り事ではなく、地域で考えるべきこと」という視点を持ち、家庭の問題を地域の課題として捉えることができることも、民生児童委員が関わる意義の一つです。地域の抱える課題を把握し、意見具申をすることで、関係機関を動かしていく役割も期待されています。

地域のために地域とともに

百年以上続く歴史こそ、民生児童委員が必要とされている証です。

今、地域共生社会の実現に向けたさまざまな取り組みが展開されていますが、縦割りや支援の支え手・受け手という関係を超えて、互いに支え合い、生活や生きがいをつくるという働き掛けは、民生児童委員が長年にわたり最前線で取り組んできたことです。地域とつながり、地域をつなぐ。これからもその役割を果たせるよう努めることを確認し、研修は幕を閉じました。

キラリ★この人

ありのままで笑顔になれる場を

東久留米市民生児童委員
武山（たけやま） 千鶴（ちづる）さん
Chidaru Takeyama

エプロン姿で参加者を出迎える武山さんは、地区で５年前に「松ヶ丘カフェ みよしさんち」が立ち上がって以来、運営に携わっています。このカフェは、認知症の方やご家族、関係機関が集まる場で、月２回、地区センターをお借りして開催しています。

自然豊かな環境に惹かれ東久留米市に居を構えた武山さんですが、出身は新潟県で、故郷へ毎月通いながら、ご両親を介護された時期もあったとか。同様にスタッフの多くは介護経験があり、その際に抱いた葛藤や想いから、症状に寄り添い、ありのままで対話できる場を目指しています。

この日は、声掛けを受けて参加した地域の方々に、スタッフも加わり一緒に輪を囲みました。話題は迷惑メールの対応方法、仕事時代の思い出、出身地の話など多岐にわたり話が尽きません。脳トレゲームも全員で取り組み、大盛り上がり。「誰もが認知症になりうる中で、自分事として、お互いさまの気持ちで参加しています」と武山さんは話します。

そんな武山さんの健康の秘訣は水泳。連日プールに通い、200mバタフライでマスターズ大会に出場、入賞することもあるそうです。「泳ぎ方は上手ではないけれど、長い距離を泳ぐ粘り強さはあるのよ。雪国出身だからかしらね」。

カフェ運営に際しては、会場調整や新型コロナの影響など、思うようにいかない苦労もありますが、地域の“陽だまり”になるようにと、仲間とともに想いを込める日々です。

東社協コーナー

東社協（東京都社会福祉協議会）

社会福祉に関わるさまざまな課題の解決や、福祉サービスの向上などを目的として、都内の福祉に関わる関係者の幅広いネットワークづくりを通して、だれもが暮らしやすい地域社会の実現をめざして活動しています。

チームで取り組む地域共生社会づくり

～民生児童委員・社会福祉法人・社会福祉協議会の３者連携による５つの実践事例集～

東社協では、民生児童委員、社会福祉法人、社協の３者を核とした地域の多様な主体との連携による「東京らしい包摂・共生型の地域共生社会づくりの推進」を中期計画における重点事業の一つとして位置付けています。

令和２年度に作成した３者連携事例を紹介した動画に引き続き、昨年度はコロナ禍での取り組みも含む５つの実践を掲載した事例集を作成しました。「地域交流」「食を通じた支援」「困窮支援」「福祉体験」「多様性理解」をキーワードとする、調布市、小平市、清瀬市、大田区、新宿区での取り組みを収録しています。

事例からは、３者が連携することにより、「一つの機関では対応が難しいような地域課題に取り組める」「つながりが強くなり、活動・取り組み自体の広がりが出てくる」「地域での顔見知りが増え、普段の活動がしやすくなる」といったさまざまな意義・効果がみられました。また、コロナ禍においても、「閉じこもりがちな人の外出のきっかけづくり」「親以外の大人との交流が減った子どもの交流機会の創出」「生活がギリギリ / 不安定な世帯へのアプローチや支援」など、臨機応変で柔軟な対応が可能となります。

３者の連携にあたっては、「お互いを知り・学び・気づくことが大切」「細く長くつながり、それぞれが出来ることから対応する」「無理のない範囲で、普段の取り組みの延長線上での関わり方を考えてみる」などが事例を通じたポイントになっています。

それぞれの地域において、３者が連携しながら多様な実践が行われている地域社会の実現に向けて、本実践事例集が今後の取り組みへのきっかけやヒントとなれば幸いです。

事例集データ版 URL：
https://www.tcsw.tvac.or.jp/chosa/documents/ChiikiKyoseiShakai_2022.pdf

活動記録 あれこれ

「引き継ぎに関する取り組み、どう記入する？」

本年12月は一斉改選を迎えます。委員の交代に当たっては住民への支援が途切れることのないよう丁寧な引き継ぎが必要となり、各地区で引き継ぎ会等が実施されます。そこで今号では、引き継ぎに関する記入の仕方を確認しましょう。

活動の引き継ぎは民児協運営の一環として実施されるため、原則として「民児協運営・研修（4）」に記入します。

活動概要	その他の活動件数	訪問回数	連絡調整回数		活動日数
	民児協運営・研修（4）	その他（8）	委員相互（9）	その他の関係機関（10）	
①定例会に出席し、引き継ぎ会に関する説明を受けた。帰宅後、不明点を民児協会長に問い合わせた。	—		—		○
②引き継ぎ会に向け、民児協会長として、当日の進行、説明内容に関する打ち合わせ会に参加した。	—				○
③新旧委員の引き継ぎ会に参加した。	—				○
④民生児童委員の委嘱を受け、民児協の申し合わせにある「引き継ぎ時の顔合わせ」として、前任者とともに担当世帯４軒を訪問し交代のあいさつをした。	—	正		—	○

【記入のポイント】

①⇒定例会の出席は「民児協運営･研修（４）」に記入します。定例会の中で引き継ぎ会の説明を受けた場合は、定例会の参加に含まれ、別途記入はしませんのでご注意ください。定例会終了後に説明会を行った（定例会と説明会を別に開催した）場合には、定例会への出席で１件、説明会への出席で１件、計２件を記入します。会長への個別の問い合わせは、連絡調整回数「委員相互（９）」に記入しましょう。

②③⇒事前打ち合わせ会への参加も記入します。引き継ぎ会当日に、民児協役員として出席（説明や立ち合い）した場合も忘れずに記入してください。

④⇒民児協内の申し合わせや引き継ぎマニュアル等に基づき、前任者と同行訪問を行った際は（４）に１件を記入の上、具体的な訪問件数を訪問回数「その他（８）」に記入します。前任者（委員 OB）は活動記録上、“関係機関（関係者）”と整理されていますので、連絡調整回数「その他の関係機関（10）」にも記入してください。なお、申し合わせやマニュアルによらず、自主的に同行訪問を行った場合は（４）には記入しません。（８）と（10）のみの記入となります。

豆知識

第9回 お月見のススキ

旧暦の８月15日はお月見の日です。中国から伝来したこの行事は、平安時代のころは貴族が夜空に輝く満月を観賞して宴会をするものでした。次第に庶民にも広がり、江戸時代に入ると秋の収穫を感謝する風習に変化したそうです。

「ススキ」がお供えされる理由もこの風習に由来します。本来ならば実りを感謝して「稲」を飾りたいところですが、この時期はまだ穂が実る前です。そのため、よく似ている「ススキ」を稲に見立てて飾ったといわれています。また、鋭い切り口を持っていることから、古くから魔よけになると考えられているため、悪霊や災いなどから収穫物を守ってもらい、翌年の豊作を願う意味も込められているそうですよ。

・**編集委員**

中西　幸二（中央区）　大島　みさ子（台東区）
扇　ひでみ（目黒区）　小島　繁子　（板橋区）
高橋　恒生（葛飾区）　佐伯　栄子　（多摩市）
永井　紀子（小金井市）葛西　正人　（東久留米市）
下田　俊章（福生市）

・**編集協力**　下田　和惠（都民連副会長：広報担当）

・**編集後記**

都民連だより令和２年春号で初めて編集委員を担当、早々に編集後記を任されたのは３年前のこと。またたく間に２度目の執筆となりました。３年前といえば、新型コロナの問題が始まり不安な日々を過ごしていました。民生児童委員活動も思うに任せない日々でした。異常な日々が日常化し委員相互ではオンライン会議の活用等、新しい習慣も現れました。まだまだ社会は新型コロナ以前のようにはいきませんが、早く穏やかな日常が戻りますよう願っています。

中西幸二

・**発行**

東京都民生児童委員連合会
〒162-0823 新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ４階
TEL：03（3235）1163　FAX：03（3235）1169
E-mail：tominren@tcsw.tvac.or.jp
年４回発行　印刷：株式会社ワーナー